

議案第42号

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例（平成15年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「施設の利用料金」を「利用料金」に、「額」を「基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額まで」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改める。

別表中

「

」を「

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条第2項に規定する利用料金の承認に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

利用料金を弾力的に運用することにより、施設の利用促進及び利用者のサービスの向上を図るため、本案を提出する。